

新たに「浄化槽」を設置された皆様へ

浄化槽の法定検査のお知らせ

* 浄化槽法第7条第1項の規定による「設置後等の検査」

* 浄化槽法第11条第1項の規定による「定期検査（年1回）」

浄化槽法（昭和60年10月1日施行）は、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に制定され、同法7条第1項（以下「7条検査」という。）の規定により、浄化槽を新たに設置された浄化槽管理者（設置者）又は、浄化槽の構造、規模の変更を行なった浄化槽管理者は、使用を開始し3ヶ月を経過した後に、指定検査機関（当協会 浄化槽検査委員会）が行う検査を受けることとなっています。

また、7条検査の実施後は、翌年度から同法第11条第1項（以下「11条検査」という。）の規定により、浄化槽管理者は毎年1回、指定検査機関の行う定期検査を受けることとなっています。

つきましては、7条検査及び11条検査の趣旨、目的をご理解いただき必ず法定検査を受けられますようご案内申し上げます。

なお、受検申込書ハガキを同封しておりますので、検査のご依頼はこの申込書ハガキにより行ってください。

検査対象浄化槽

《7条検査》 新たに設置され、又は、その構造若しくは規模の変更をされた浄化槽

《11条検査》 設置された全ての浄化槽

（注）維持管理者に浄化槽の保守点検及び清掃を委託している場合にあっても、この検査を受けなければいけません。

検査実施日

《7条検査》

使用開始3ヶ月経過後の浄化槽を対象に検査日程を計画し、検査実施日の約1～2週間前までにハガキでご連絡します。検査は設置された場所に検査員が赴いて実施します。

《11条検査》

7条検査実施後の翌年度より定期的に毎年1回、検査日程を計画し、検査実施日の約1～2週間前までにハガキ等でご連絡します。検査は、検査員が現場に赴いて実施します。

検査項目

《7条検査》

浄化槽の工事及び保守点検が適正に実施され、浄化槽の所期の機能が発揮されているか否かを重点的に確認する検査です。

《11条検査》

浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを重点的に確認する検査です。

《主な検査項目》

1. 外 観 検 査	2. 水 質 検 査	3. 書 類 検 査
(1) 設 置 状 況 (28項目)	(1) 水質イオン濃度指数(pH)	(1) 保守点検の記録の保存
(2) 設 備 の 稼 働 状 況 (14項目)	(2) 汚 泥 沈 殿 率	(2) 保 守 点 検 業 者 名
(3) 水 の 流 れ 方 の 状 況 (24項目)	(3) 溶 存 酸 素 量	(3) 保 守 点 検 の 記 録 の 内 容
(4) 使 用 の 状 況 (4項目)	(4) 透 視 度	(4) そ の 他
(5) 悪 臭 の 発 生 状 況 (2項目)	(5) 残 留 塩 素 濃 度	(5) 清 掃 業 者 名※2
(6) 消 毒 の 実 施 状 況 (2項目)	(6) 生物化学的酸素要求量 (BOD)※1	(6) 清 掃 の 記 録 の 内 容※2
(7) か、はえの発生状況 (1項目)	(7) そ の 他	(7) そ の 他
(8) そ の 他		

（注1）※1の「2. 水質検査項目の(6) 生物化学的酸素要求量 (BOD)」については、11条検査は対象外です。

（注2）※2の「3. 書類検査の(5)及び(6)の清掃関係の書類検査」は、7条検査においては、原則、検査対象外となります。

検査結果について

検査の結果については、後日、「検査結果書」を交付しますので、受検者（浄化槽管理者）の皆様には郵送します。また、検査結果書の写し等は、浄化槽法の定めにより市町村に送付いたします。

なお、検査の結果、浄化槽本体や工事・維持管理に起因する指摘（不備）事項があった場合、早急に改善することが必要なことから、当協会浄化槽検査委員会より、浄化槽メーカー・工事業者・保守点検業者・清掃業者等に結果内容をお知らせすることがあります。

検査申込み方法について

お手元の法定検査の申込みハガキに必要事項を記入のうえ投函（切手不要）してください。このお知らせの裏面を参考にご記入ください。

（*検査の時間・曜日等、ご希望があればハガキの「8. その他の事項」にご記入願います。）

検査手数料

検査手数料は、処理対象人員（人槽）毎に以下のとおりとなっております。検査料金の支払いは、当日検査員にお支払い下さい。もし、当日都合によりお支払いできない場合は、検査員にご相談ください。

処理対象人員	検査手数料（円） ※非課税	
	7条検査	11条検査
10人槽以下	10,000	6,000
11人槽 20人槽まで	13,000	8,000
21人槽 100人槽まで	15,000	10,000
101人槽 500人槽まで	19,000	14,000
501人槽 3,000人槽まで	21,000	16,000
3,001人槽以上	24,000	19,000

検査済証について

検査実施後、検査員は検査済証を交付貼付いたします。



検査に関する問合せ等

この検査に関する申込み、問合せ等については、以下の本協会検査委員会各支所にお問合せください。

社団法人 福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会

福島支所 〒960-8055 福島市野田町1丁目16-35 ☎(024)531-1766 FAX(024)531-0880
(担当区域：福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、本宮市、安達郡、相馬市、南相馬市、相馬郡)

郡山支所 〒963-8024 郡山市朝日3丁目4-7 ☎(024)933-3840 FAX(024)933-3842
(担当区域：郡山市、須賀川市、白河市、田村市、田村郡、岩瀬郡、石川郡、西白河郡、東白川郡)

会津支所 〒965-0817 会津若松市千石町6-61 ☎(0242)22-6867 FAX(0242)22-6869
(担当区域：会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡)

いわき支所 〒970-8034 いわき市平上荒川字堀ノ内31-4 ☎(0246)23-1700 FAX(0246)23-1723
(担当区域：いわき市、双葉郡)